

# 日本外交文書

外務省

大正五年 第三冊

## 序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

## 例　　言

- 一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。
- 二、これらの文書を編纂してきた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。
  - (一) 一般事項
  - (二) 対中国関係事項
  - (三) 主として歐洲大戦関係、ワシントン会議関係の各事項
- 三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。
- 四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。
- 但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。
- 五、大正五年の本書は同年中に展開された歐洲大戦関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また対中国関係文書は専ら第二冊に収録した。なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一 英仏露三国单独不講和宣言ニ日伊葡諸国ノ加盟關係一件	一
二 英仏露三国間ノ講和条件特ニ東方問題ニ関スル密約一件	七
三 白国及白国領コンゴーニ関スル英仏露三保障国宣言一件	一七
一 英仏露三保障国ノ對白国援助ニ関スル宣言	
二 三保障国ニ依ル對白国援助宣言ノ利益ヲ白国領コンゴーニ及ボス為ノ追加宣言	
四 欧洲開戦関係一件	五六
(葡羅両国ノ参戦、伊国ノ対独宣戦等)	
五 独国ノ対日講和提議一件	七八
六 列国ノ和平工作一件	一二
七 中立国領水ニ於ケル交戦国潜水艇ノ取扱ニ関スル件	一九四
八 連合国經濟會議一件	一三九
九 連合国ノ軍事外交及經濟調整會議一件	三一六
一〇 國際常設經濟委員会一件	三六〇

一一 日本軍歐洲派遣ニ関スル交渉一件 .....三八二

一二 本邦ニ於テ各國ノ兵器軍需品調達關係一件 .....三九六

一三 山東ニ於ケル通信業務ニ関スル交渉一件 .....四八二

附 山東津浦両鐵道連絡ニ關スル件

一四 歐洲戰爭ニ中國引入ノ為ノ交渉一件 .....五五〇

附錄 日本外交文書大正五年第三冊日附索引

## 事項一 英仏露ニ獨不講和宣言ニ日伊葡諸國ノ加盟關係一件

一 三月一日 内閣聲明

日本ノ单独不講和宣言加盟ニ関シ内閣方御諮詢

詢奏請ノ手続ヲ欠キタルニ付總理大臣遺憾ノ

意ヲ表明ノ件

極秘

昨年十月十九日倫敦ニ於テ一方帝國大使ト他方英國外務大臣及英京駐劄露仏兩大使トノ間ニ倫敦宣言加入ニ關シ交換セラレタル公文書ヲ同十一月二日枢密院通常会ニ於テ報告

ヲ為シタル際枢密顧問官ヨリ枢密院官制第六條第四項ヲ指摘シテ本件ニ關シ内閣カ御諮詢奏請ノ手續ヲ履マサリシヲ批難セラレ其際總理大臣及外務大臣ヨリ事情ヲ説明スル所

アリシモ譲纏ルニ至ラスシテ閉会ヲ告ケ次テ昨年十一月三十日倫敦ニ於テ伊國政府カ倫敦宣言ニ加入スル為メ日英露

仏伊五國政府代表者ノ調印シタル宣言ニ關シ外務大臣ハ翌十二月一日枢密院臨時会ニ於テ同宣言書ニ關スル談判ノ実

情之カ發表期日ニ關スル日伊両国政府見地ノ相違等ヲ報告

一 英仏露三国单独不講和宣言ニ日伊葡諸國ノ加盟關係一件

シタリ而シテ本件ハ調印前ニ御諮詢ノ余間全然之ナカリシモノニシテ事実已ムヲ得サルニ出デタルモノナルコトヲ諒承セラレタシ

爾來内閣ハ本問題ニ關シ慎重審査ヲ遂ケタル所昨年十月十九日倫敦ニ於テ帝國大使ト英仏露三國政府代表者トノ間ニ公文交換ノ方法ヲ以テ行ハレタル倫敦宣言加入ノ件ノ如キハ其内容ニ於テ重要ノ國務ニ屬シ又文書交換前御諮詢ヲ經ルノ時日無カリシニモ非ズ然ルニ内閣ニ於テ御諮詢奏請ノ手續ヲ履マサリシハ今ニ至テ遺憾トスル所ナリ 上述ノコトニ付テハ政府ハ上裁ヲ仰ギ此ニ之ヲ言明スルモノナリ

(欄外註記一)

「大正五年二月十二日山縣公承諾

同年二月十五日葉山ニ於テ御裁可(石井外務大臣花押)」

(欄外註記二)

「同年三月一日枢密院會議ニ於テ大隈首相本文朗読末松子爵代表の演説ニ於テ此ヲ以テ満足ナル解決トスト述ヘ滿場一致可決」